

市役所内で行われた会議について、その内容を概略でお知らせします。詳しくはホームページまで。

会議名など	内容
2月15日(木) 第14回長浜市歴史まちづくり協議会 担当課:都市計画課(☎65-6562)	長浜市歴史的風致維持向上計画の変更の内容および今年度事業の進捗状況について協議を行いました。
2月22日(木) 第8回長浜市高齢者保健福祉審議会 担当課:高齢福祉介護課(☎65-7789)	第7期ゴールドプランながはま21の策定作業についての審議と、情報交換を行いました。
2月23日(金) 第3回長浜市男女共同参画を進めるパートナーシップ委員会 担当課:人権施策推進課(☎65-6560)	長浜市男女共同参画行動計画(ヒュー・ウー・マンプラン)の最終案について事務局から説明を受け、質疑応答および意見交換を行いました。
2月23日(金) 第4回長浜市地域経営改革会議 担当課:行政経営改革課(☎65-6702)	第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン平成30~32年度の最終案について、事務局から説明を受け、承認しました。また、同アクションプラン平成29年度評価(見込み)および平成29年度チームでカイゼン運動について事務局から説明を受けました。
2月26日(月) 第2回長浜市地域包括支援センター運営協議会 担当課:高齢福祉介護課(☎65-7789)	包括的支援事業等の実施状況およびセンターの運営状況について事務局から説明を受けました。また、平成30年度センター運営方針(案)および木之本余呉西浅井のセンターの運営方法の変更について、事務局から説明を受け、承認しました。
2月26日(月) 長浜市人権尊重審議会 担当課:人権施策推進課(☎65-6560)	長浜市人権施策推進基本計画の改定について、事務局から説明を受けた後、質疑応答および意見交換を行いました。
2月27日(火) 第2回長浜市子ども読書活動推進会議 担当課:長浜図書館(☎63-2122)	平成29年度の事業報告および平成30年度の予定について事務局から説明を受け、意見交換を行いました。
2月27日(火) 第4回長浜市図書館協議会 担当課:長浜図書館(☎63-2122)	平成29年度の事業報告および平成30年度の予定について事務局から説明を受け、意見交換を行いました。
3月1日(木) 第1回長浜市建築審査会 担当課:建築住宅課(☎65-6902)	建築基準法第43条第1項に基づく許可について、事務局から説明を受けた後、承認しました。また同条に基づく事後報告がありました。
3月1日(木) 長浜市市民協働推進会議 担当課:市民活躍課(☎65-8711)	第2期長浜市市民協働推進計画の概要および平成29年度協働事業の進捗・評価について、事務局から説明を受け、質疑応答および意見交換を行いました。
3月2日(金) 第4回長浜市地域公共交通会議 担当課:都市計画課(☎65-6562)	長浜市地域公共交通網形成計画(最終案)および平成30年度長浜市生活交通改善事業計画について事務局から説明を受け、意見交換を行った後、承認しました。
3月5日(月) 第2回長浜市健康づくり推進協議会 担当課:健康推進課(☎65-7779)	健康ながはま21の第3期の平成29年度実施結果および第4期への改定について事務局から説明を受け、質疑応答および意見交換を行いました。



▲バギー(公売物件の一部)

動産を公売します
問 滞納整理課(☎65-6517)

市税等の滞納により差し押さえた物件をインターネットで公売します。
参加するには申込が必要で
す。

【参加申込期間】
4月10日(火)13時~26日(木)23時
【入札期間】
5月8日(火)13時~10日(木)23時
【参加資格】
国税徴収法および条例等で参加を制限されている人を除き、どなたでも参加できます。
※参加方法は、市ホームページをご覧ください。
※公売は中止になる場合があります。

市政の動き (2月15日~3月15日)

国民健康保険からのお知らせ

☎ 保険医療課(☎65-6512)

平成30年度の国民健康保険被保険者証を簡易書留で3月上旬に送付しました。留守等で受け取れなかった人は、担当課までお問い合わせのうえお越しください。
※4月は窓口が混み合います。時間に余裕を持ってお越しください。

【持ち物】

平成29年度の被保険者証、来庁者の本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカードなど)※別世帯の人が受け取る場合は、世帯主の委任状と来庁者の本人確認ができるものが必要です。
※委任状は任意の様式、または市ホームページからダウンロードすることもできます。

いんなきは14日以内に届出を

国民健康保険の喪失届出

- 勤務先の健康保険等に加入したとき
- 被扶養者の認定を受けたとき
- 国民健康保険の加入届出
- 勤務先の健康保険等の資格を喪失したとき
- 被扶養者の認定をはずれたとき
- ※自動では切り替わりません。

国民皆保険制度

いざというときに安心してお医者さんにかかれるよう、すべての人がいずれかの医療保険に加入することが義務付けられています。以前の保険を喪失した日から国民健康保険加入となります。

彦根年金事務所からのお知らせ

☎ 彦根年金事務所国民年金課(☎0749-23-1114)

平成30年度国民年金保険料

4月からの保険料額が見直され、月額16,340円になりました。

現金での2年前納がお得です

納付書による現金納付では、加入月等から翌年度末までの分を前納することができます(最大で2年分の前納が可能)。平成30年4月から平成32年3月までの2年分を前納した場合、割引額が14,420円となり大変お得です。

2年前納用の納付書の発送は申出書の提出が必要となるため、4月中旬までに左記窓口へお越しください。

【手続窓口】

保険医療課(本庁舎1階)、北部振興局福祉生活課・各支所、彦根年金事務所

口座振替の早割制度

毎月の保険料を口座振替で納付すると、月々50円お得です。手続きは、左記窓口または口座振替を希望する金融機関・郵便局でできます。

【持ち物】

年金手帳、通帳、金融機関届出印

【手続窓口】

保険医療課(本庁舎1階)、北部振興局福祉生活課・各支所、彦根年金事務所

※電話での受付はできません。

※口座振替やクレジットカードによる、平成30年4月分からの2年前納および1年前納は、2月末で受付を終了しています。

学生納付特例制度について

☎ 彦根年金事務所国民年金課(☎0749-23-1114)

学生で本人の前年中所得が一定以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

【対象】

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校等に在籍している20歳以上の人

【持ち物】

学生証または在学証明書、印鑑

【手続窓口】

保険医療課(本庁舎1階)、北部振興局福祉生活課各支所、彦根年金事務所

河川愛護活動に報償金を交付します

☎ 道路河川課(☎65-6561)

一級河川の草刈・清掃を実施される自治会(団体)に報償金を交付します。実施予定の自治会(団体)は、電話または直接担当課までご連絡ください。

【期限】 4月27日(金)

問合せ

道路河川課(本庁舎2階)
☎65-6531

